

前略、標記件につき、下記のとおりコメントいたします。

Q6に関するコメント

Q6の回答(1)なお書きにおいて、売却をしない部分の投資価額修正に関し税効果を認識しない旨を定めています。一部売却の結果、子会社又は関連会社にとどまる場合には、連結実務指針のとおり、売却等の意思がない場合税効果を認識しないことでよろしいと思いますが、売却の結果外部会社になる場合(例えば90%売却し、10%を保有しつづける場合)には、関係会社以外に対する投資に一時差異が生じていることとなるため、これに税効果を認識する必要があるように思います。

認識の仕方ですが、個別財務諸表では、PLを通して計上するしかないのだと思います。なお、連結財務諸表では、連結財務諸表原則第四、八、3において、貸借対照表価額を個別財務諸表における価額に戻すことになっており、通常これを剰余金の修正としていることから、個別財務諸表における価額と実質的な税務上の価額(投資価額修正後)の差額に対する税効果についてもPLを通すことなく、当該剰余金修正の一部として処理することが良いのではないかと思料いたします。

なお、特にコメントを求められておりますQ4につきましては、説例4のP及びS2においては一時差異を連結納税制度の中で実際に使用していることから、草案のとおり連結財務諸表における金額と異なる結果となることもやむを得ない(連結修正とする)と思料いたします。

公認会計士 瀧澤徳也